

宮城県海外教育旅行助成金 Q&A
(令和8年4月)

【1】助成対象条件

問1-1

同一年度内に15名以上の海外教育旅行を2回実施するが、仙台空港を利用した海外教育旅行、もう一方は仙台空港以外の空港を利用し、旅行先国で学校交流を行う海外教育旅行である。この場合、助成は2回受けられるか。

(答) それぞれ助成対象となる。助成額は、仙台空港を利用する場合は上限30万円、仙台空港以外の空港等を利用し、旅行先国・地域で学校交流を行う場合は上限20万円とする。

問1-2

旅行先国・地域への直通便ではないが、仙台空港の国際線を利用し、海外で乗り継いで目的の国や地域に向かう場合は、助成対象となるか。
(例：仙台-仁川空港-オーストラリア)

(答) 助成対象とし、助成金の上限は30万円とする。

問1-3

仙台空港を利用した海外教育旅行を年度内に2回実施するが、それぞれ15名に満たない人数で実施する。2回の教育旅行の参加人数を足し合わせれば15名を超えるが、助成対象となるか。

(答) 助成対象外とする。ただし、同一校の同一学年が同一の国・地域へ2便に分かれて出発する場合など、1回の旅行と考えられる場合には、助成対象とする。

問1-4

海外教育旅行を学生14名、引率の教員1名の計15名で実施する場合、当助成金の人数要件である15名以上を満たしていると考えてよいか。

(答) 学生及び教員の合計が15名以上である場合は、本助成金の人数条件を満たしているものとする。ただし、教員や保護者のみで構成される場合は対象外となる。

【2】助成対象経費

問2－1

訪問先の学校等に渡すお土産に関する経費は、交付要綱第4における「その他知事が認める経費」に該当するか。

(答) お土産の金額や種類、渡し先等の妥当性を一概に判断することは難しいため、お土産代は助成対象外とする。

問2－2

海外教育旅行に参加した児童・生徒・学生への還元を必須とするか。

(答) 海外教育旅行に参加した児童・生徒・学生への還元は必須としない。

【3】申請方法

問3－1

みやぎ電子申請サービスにおける申請フォームでのみ受付となるか。

(答) みやぎ電子申請サービスの申請フォームによる申請が難しい場合は、申請書をダウンロードの上、電子メールによる申請も受付可能である。

問3－2

海外教育旅行の実施後の申請のみ受付となるか。

(答) 交付申請書兼実績報告書による申請となるため、海外教育旅行実施後においてのみ申請を受け付ける。